

かわむらこどもクリニック NEWS

Volume 2 No 7

14号

平成6年 9月 1日

医療費について -乳幼児医療無料化も-

病院の医療費について皆さんは、どのくらい理解しているでしょうか？。窓口での、請求も、時々変わるかも知れません。

今回は、医療費について、少し書いてみましょう。病院でも、当院の様な医院（本当は診療所というのが正しいのですが）でも、料金は変わりません。一般の外来の場合、病院の規模やDr（1年目も20年目も、優しくても怖くても）によって、変わることはありません。医療費は、健康保健法という法律によって定められているためです。

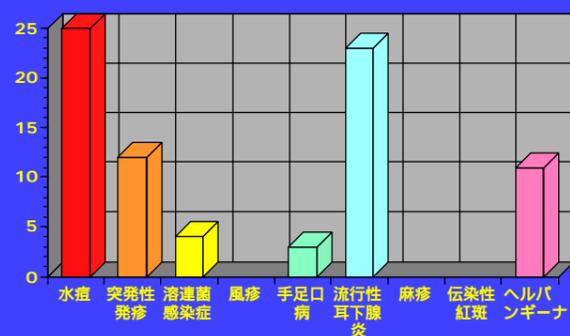
さてどんなふうに、医療費は計算されているのでしょうか。まずひとつは、病院にかかるための費用です。初めて病院にかかる場合は初診料、同じ病気で続いてかかる場合は再診料となります。初診料、再診料とも年齢によって変わり、2才未満、6才未満、6才以上に分けられています（もちろん年齢が低いほど多少高くなります）。他には、外来管理料などが含まれますが、当院の様に院外処方の場合、処方箋料となりお薬代がないため、大体一定した診療費用となります。気管支喘息などの慢性の疾患が有れば、それぞれも病気に対する指導料が含まれることもあります。他には、点滴をするとか、傷や火傷の処置をすることなどによっても費用は変わります。

初診料と再診料の区別はどうするのでしょうか。時々窓口で、料金の違いで、不審に思うことがありませんか。では少し説明しましょう。仮に1日（何月でも構いませんが）に、風邪で受診し薬をもらって、その後2回受診したとしましょう。当然初診料1回、再診料2回と計算されます。3回目の受診の時、湿疹があり薬をもらった場合はどうなるでしょうか。これは当然、風邪が治っていないので、湿疹（新しい病名）が加わっても、初診にはなりません。但し、風邪が治って、しばらくして湿疹で受診した場合は、病名が異なるため、同じ月であっても初診となってしまいます。多少誤解があるかもしれませんが、薬をもらったり、吸入をするだけでも再診料は同じです。診察を受けても受けなくても費用は同じなので、必要がある場合はなるべく診察を受けるようにしましょう。もうひとつはお願いなのですが、再診料のなかには、電話再診というのがあります。本来は、電話による相談も再診料が必要だということを知っておいてください。

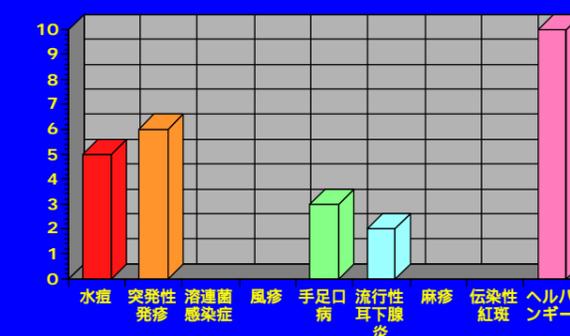
次に、乳幼児の医療費の無料化について考えてみましょう。現在仙台市では、2才までの外来と入院、3才までの入院に対して医療費の助成制度を導入しています。1972年導入され、当時は所得制限無しで、助成が受けられていました。しかし1984年からは、所得制限が持ち出され、1992年から現行の所得制限となっています（扶養家族2人で年収390万円が基準）。他県をみても様々で、所得制限無しで、助成をしているところもあります。皆さんはどう考えますか。現在出生数が年々減少し、将来的には老人を支える人口が少なくなり、若者（今の子供達）の負担の増加が問題視されています。状況の緩和のためには、少しずつでも出生数が増えていくことが必要であり、子供を産み育てる環境を整えていくことが大切です。

もちろんそのための条件は、沢山あります。私達の立場からは、安心して子供が医療を受けられるということもそのひとつと考えています。近年は、ますます社会は高齢化し、「福祉、福祉」と叫ばれています。社会が高齢化して、老人が増えれば福祉が老人のほうに傾くのは止むを得ません。しかし、その老人を将来的に支えていくための今の子供達に、より以上の福祉を求めてもいいのではないのでしょうか。今後ともこの問題を少しづつでも進め、安心して医療を受けられる環境作りに、努力していきたくと思っています。

7月の感染症の推移



8月の感染症の集計



水痘、流行性耳下腺炎は、著明に減少しました。感染症全体も少なくなっていますが、夏風邪のひとつのヘルパンギーナが少し増加しそうです。

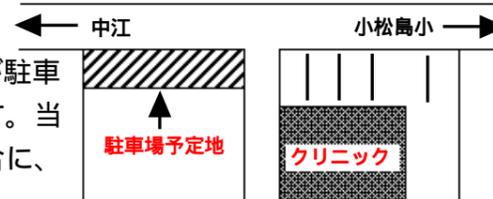
9月のお知らせ

- ・栄養育児相談
7、21日
栄養士担当参加無料
- ・午後休診
17日（土）
小松島小行事のため



駐車場拡張のお知らせ

以前のアンケートにもありましたが駐車場が足りないため、確保する予定です。当院の南側です。前に駐車できない場合に、御利用下さい。



医学マメ知識

その13

救急について

9月9日は日は救急の日です。今回はこどもの救急について考えてみましょう。こどもの救急の主訴（主な症状のこと）で最も多いのは発熱で約40%を占めています。医学マメ知識でも、何度か発熱について考えてみました。もう一度この機会に読み返してみましょう。

こどもの場合、命にかかわる原因は、 どんなことでしょうか

多くのお母さん達は、命にかかわるような状態を引き起こすのは病気であると考えています。もちろん1才までは病気の割合が高く、1位が先天異常（生まれつきの病気です）、2位が産産時外傷となっています。しかし次に来るのは不慮の事故となり、1～4才、5～9才では不慮の事故が第1位となっています。つまり産まれてすぐの異常を除けば、事故による死亡が最も多いということです。

不慮の事故とは、具体的には どんなものをいうのでしょうか

1才までで最も多いのは機械的窒息（ミルクや食べ物、おもちゃなどを喉に詰まらせること）で、数は少ないですが溺死や自動車事故もみられています。1～4才までは溺死が最も多く、2位が交通事故となり、5～9才では交通事故が1位で溺死が2位となっています。もちろん死亡に至らない例は、かなりの数と思われれます。このような事故の場合は、救急車で直接総合病院に運ばれるため、開業医では余りみることはありません。

先生のところでは、 どんな事故が多いですか

厳密には事故ということではできませんが、最も多いのは「たばこを食べた」（厳密には事故といえない理由は、殆どは問題を起さないためです）で、次はやけどその次は打撲というところでしょうか。他にも親の薬を飲んだとか口紅を食べたとか引っぱったら腕が動かなくなった等もみられます。たばこを半分食べると死んでしまうといわれていますが誤飲（食べてはいけないものを食べてしまう）事故のうち15%を占め、一番多くみられています。中毒の原因となるのは含まれているニコチンのためで、致死量は年齢にも依りますが、半分と考えられています。

食べてもまずいことや嘔吐を起すため、中毒になることはまれです。食べた量が明らかで、かなり少ない場合（たばこの残り、落ちている量や口の中の量で判断）は、お茶などの水分を飲ませて、吐かせて様子を見てかまいません。量が分からないときや多く食べたと思われるときは、病院を受診しましょう。たばこがこどもの手に触れないことが基本です。箱を出しっぱなしにしたり灰皿に吸い殻をいれたままにしないよう

にしましょう。ニコチンが溶け出した水を飲むとはかなり危険です、灰皿に水をいれたり残っているジュース缶を灰皿がわりに使わないようにしましょう。

食べると危険なものには、 どんなものがありますか

毒性によって等級に分けられています。以下にそれを示します。ひとつの目安にしてください。第6級までありますが、取り合えず4級までを示します。第1級（殆ど毒性無し）ベビー用品、口紅、石鹼、粘土第2級（少し毒性有り）洗剤、乾燥剤、香料、シャブー第3級（中等度毒性）接着剤、漂白剤、消毒剤、クレー第4級（高度毒性）農業用化学薬品、ナフタリン、石油これがすべてではありません。不安な事があれば、病院や中毒110番（0298-52-9999）に問い合わせてください。

やけどをしたら、 どうしたら良いでしょうか

やけどの場合、問題となるのは広さと深さです。普通の場合は、とにかく流水で冷やすことです（30分程度）。やけどしたということだけで、慌てて服や靴下を脱がせてしまつて、すっかり皮がむけてしまうこともあります。冷やしなから、お母さんも落ち着いてください。そして病院を受診しましょう。

こどもを危険から守るには、 どうしたらいいでしょうか

結論から先に言ってしまうと、親が注意する以外にはありません。たばこの場合は、すでに書きました。こどもから目を離さないことは言うまでもなく、こどもの手の届く又は目の届くところに危険なものを置かない。危険な場所（例えば玄関、ベランダ、トイレ、浴室等）に入れないようにする。転落や溺水などこどもに多い事故が起る可能性のあるところを特に注意し、例えば浴室（溺水や広範囲のやけどなど生命にかかわる事故の可能性）などはこどもの手が届かない高さで、外側に鍵をつけるなどの工夫が必要です。外にも事故は待っています、手や目を離さないことが基本となることは室内と同じです。

一度こどもの目の高さで見てみるのも必要でしょう。こどもの周りには、大人では分からない危険がいっぱい潜んでいます。これを機会に、一度危険な箇所をチェックし、対策を立てましょう。起ってから後悔しても間に合いません。

編集後記

今回もやっとできました。退院後も順調です、ご安心を！今回から事務からのコラムを予定していましたが、次号からにします。御期待を。いつもですが、投稿をお待ちしています。

